

議案第58号

保育園における児童の受傷事故に伴う損害賠償の和解について

上記の議案を提出する。

令和5年6月7日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

保育園における児童の受傷事故に伴う損害賠償の和解について

下記により、保育園における児童の受傷事故に伴う損害賠償について和解する。

記

1 和解の内容

- (1) 板橋区は、相手方[REDACTED]に対し、本件事故に基づく損害賠償金137万3,385円から既払金3万4,000円を除いた金133万9,385円を支払う。
- (2) 相手方[REDACTED]は、(1)の金員を受領した後は、板橋区に対する一切の損害賠償請求権を放棄するとともに、今後、裁判上又は裁判外を問わず、何らの異議申立て又は請求をしないことを認める。
- (3) 板橋区及び相手方[REDACTED]の間には、本件事故に基づく損害賠償に関し、(1)及び(2)に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

2 和解の相手方及び法定代理人

[REDACTED]

[REDACTED]

相手方法定代理人親権者父 [REDACTED]

同 母 [REDACTED]

3 和解の理由

平成20年12月22日、区立[REDACTED]保育園の園庭において相手方

■が転倒し、受傷した事故に伴う損害について和解する必要があるため。

(提案理由)

この議案は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき提出するものである。